

部門役員会 運営要綱

(役 割)

第1条 部門役員会は、本学会全体としての総合的かつ集約的な方針に基づき、当該部門の自主的な運営方針を策定し、これを遂行する。

(審議事項)

第2条 部門役員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 業務計画に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 編修に関する事項
- (4) 研究調査に関する事項
- (5) 部門大会に関する事項
- (6) その他、部門表彰等部門活動に関する事項

2. 副部門長は、これらの事項を分担掌握する。

(構 成)

第3条 部門役員会の構成は次による。

部門長、副部門長、総務企画担当、会計担当、編修担当、研究経営担当、監事および委員

2. 議長は、部門長があたる。
3. 幹事は、構成員の中から若干名を部門長が指名する。
4. 議長が認めた者は部門役員会に出席することができる。

(下部組織)

第4条 部門役員会の下部組織として、「部門編修委員会」および「部門研究調査運営委員会」を置く。

2. 必要に応じ、「部門大会委員会」を置くことができる。

(開 催)

第5条 部門役員会の開催は、原則として年4回以上とする。

(定足数)

第6条 部門役員会の成立には、構成員の過半数を要する。

(議決の方法)

第7条 議案の採決には、出席役員の過半数を要する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事 務)

第8条 事務局は、事業サービス課とする。

2. 幹事は、議事録など必要な資料を作成する。
3. 事務局は、開催通知の発送、提出資料の保管など、必要な事務を行う。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。
3. 本運営要綱は平成10年5月21日、理事会において一部改正。

4. 本運営要綱は平成12年12月13日、理事会において一部改正。
5. 平成16年3月3日、理事会において一部改正。